

エネルギー政策学習会を開催しました

「電気料金のしくみと電力小売り自由化」

11月12日(木)本部環境委員会主催の「電気料金のしくみと電力小売り自由化」についての学習会が開催されました。政府がすすめる電力システム改革の第2段階「消費者の電力小売り自由化」(ちなみに第1段階は「電気の広域系統運用、第3段階は「発送電分離」)が来年4月から始まります。電気の小売り完全自由化で消費者が電力会社を選択する時代がどうなるのか？消費者のメリットは？講師に日本生協連政策企画部長の小熊竹彦氏をお願いし、組合員・理事・職員で44名の参加者がありました。



原発依存地域となるか、自然エネルギーの最先端地域となるのか。九州は、日本の電力の在り方を変える重要な地域になります。

講師 日本生協連政策企画部長 小熊竹彦氏



佐賀市ほほえみ館
4階視聴覚室にて

【講演の要旨】

●これまでの電気料金のしくみ

これまでは地域独占の電気のため、九州の消費者は九州電力からしか電気を買えません。電気料金は「総括原価方式」で決められ、必要経費プラス電力会社の利益が確保できるように決められています。電気料金は国の認可が必要な反面、競争がないため民間会社のようなコスト削減努力が不十分でも、電気代として消費者が払っているしくみです。

●福島原発事故後のこれからのエネルギー政策

原発のコストは発電のためだけのコストでは割安ですが、発電所の建設・維持や廃棄物の処理に莫大なコストがかかっています。既存原発の再稼働によって短期的にコストが下がっても、多くの原発が老朽化して40年の寿命を次々と迎えます。電気を生まない廃炉のコストや膨大な放射性廃棄物などの対策も決まっていません。原発依存をできるだけ早くやめて環境にやさしいエネルギーを普及させることが必要といわれています。

●電力システム改革と電力自由化

2015年からの電力システム改革の第1段階は、「広域での電力融通・受給計画」が始まっています。東日本大震災の時、日本の東西で50ヘルツと60ヘルツの規格の違いで、西日本の電気を東日本へ回すことができず、東京で計画停電がおきました。こうしたことを繰り返さないために、全国で電気を融通できるように改革されました。

2016年からの電力システム改革の第2段階

「一般消費者向けの電力小売りの完全自由化」

消費者向けの電気の価格とサービス競争が生まれ、消費者が電気の品質(何を原料に電気を作っているかなど)や価格割引サービスなどを自由に選べるようになります。同時に、既存の電力会社と新規参入業者が公正に競争できる環境になっているかを監視する「電力取引監視等委員会」も経済産業省に設置されます。

電気の自由化が既に導入されているイギリスではインターネットの「電力比較サイト」で、各社の電気料金やサービスを閲覧し自由に切り替えができるようになっています。

2018~2020年電力システム改革の第3段階

「発電と送電と小売りの事業分離」

新規業者が、既存の電力会社の送電網を託送料金を払って自由に利用できるようにします。既存の大手電力は発電、送配電、小売り部門に分社化されます。

●電力を消費者が選ぶ時代へ

生協は、電気の小売り自由化の条件として、価格・サービスだけでなく、「電源構成」=何で電気がつくられているかの表示を義務付けることを国に求めています。また、電力取引監視等委員会への消費者代表の参画と意見反映を求めています。

来年1月から新しい電気小売サービスの営業が開始されます。どんなサービスが提供されるか関心を持って、さらに学習をすすめたいと思います。